

1. 博士学位取得の要件

在学期間

本学博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けていること。

単位要件

修了単位の要件は西南学院大学大学院研究科規則第3条(9)に定めるところによる。

研究業績

「博士学位申請論文」を執筆するためには、博士後期課程3年次9月末日までに以下の研究業績が認められなければならない。

■学術誌等に掲載された(または掲載が決定している)論文2本以上(2本の内容は重複しないこと)。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる博士学位申請論文提出までのプロセスを経ているものとする。

2. 博士学位申請論文提出までのプロセス

研究指導

博士学位申請論文作成にあたっては、指導教員が研究指導の責任を負う。

学生は、指導教員による必要な研究指導を受け、博士学位申請論文を作成する。

博士学位申請論文提出までのプロセス

博士学位申請論文提出までのプロセスについては、以下のとおりとする。

- (1) 1年次4月下旬：指導教員の助言に基づき、博士学位申請論文作成および博士学位申請論文執筆に必要な研究業績の計画を立てる。「研究指導計画書」を作成し、指導教員による確認を経て、大学院事務室へ提出する。
- (2) 2年次3月下旬：「研究指導報告書」に研究遂行状況を記入し、指導教員による研究指導の概要および所見記入を経て、大学院事務室へ提出する。
- (3) 2年次3月下旬：指導教員と相談の上、博士学位申請論文作成計画書を提出する。
- (4) 3年次10月中旬：博士学位申請論文(事前審査用)を提出し、事前審査委員会にて査読、指導、リライト指示を受けて、論文の改善をはかる。
- (5) 3年次12月中旬：博士学位申請論文(本審査用)を提出する

※(1)と(2)のプロセスを1、2、3年の各年次に実施する。

3. 博士論文に求められる要件

「課程博士の学位」論文は、専攻分野における自立した研究者として、国内外で研究活動を展開し得る革新的で論理的な知識の創造力が認められるものでなければならない。さらに、博士論文として、相応の質・量、内容・水準を備えたものでなければならない。具体的な博士論文の要件として、以下の項目があげられる。

- (1) 研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性
- (2) 研究の位置づけと貢献内容の明確さ
- (3) 論文の体系性と一貫性
- (4) 文献参照範囲の適切性
- (5) 論旨の明瞭性と文章の完成度(※)

※人間科学研究科は「論旨の明瞭性と文章の完成度及び論文発表の適切性」

4. 博士学位申請論文の提出書類・提出期日について

提出書類

- (1) 学位論文審査願（本学所定様式）
- (2) 論文目録（本学所定様式）
- (3) 論文要旨
- (4) 履歴書（本学所定様式）
- (5) 博士学位申請論文【4部】

※上記「博士学位申請論文（全文）」及び「論文要旨」のPDFデータ、並びに「機関リポジトリ登録申請書」については、本学が定める所定の期日までに追加で提出しなければならない。

提出期日等

- (1) 提出期日：12月中旬
- (2) 提出先：大学院事務室
- (3) 審査手数料：不要

5. 学位審査の概要

指導教員による承認

博士学位申請論文を提出しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位申請論文に十分な水準であるとの判断をした場合に、論文を提出することができる。

博士学位申請論文の受理および審査

提出された博士学位申請論文は研究科長を経て学長が受理する。学長は該当する研究科委員会にその審査を付託するものとする。研究科委員会は教員3名以上の審査委員を選出し、審査委員会を立ち上

げ、学位論文審査及び最終試験（公開審査会）を行う。最終試験は提出された学位論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口述試問により行う。審査終了後、審査委員会は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員会からの報告をもとに、審議のうえ可否を決定する。研究科委員会での議決の結果は文書をもって学長へ報告され、合格と認められた者は博士学位が授与される。

6. 学位審査等に関わる教員の責務

審査委員会の構成と責務

審査委員会は、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上（審査のため必要がある場合は、大学院委員会の議を経て、本学及び他大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる）により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

審査委員の責務

審査委員は、審査委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

7. 博士学位論文の公表

学位論文・審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、原則として、当該学位論文の全文、内容の要旨及び審査結果の要旨を所定のウェブサイト（西南学院大学機関リポジトリ）に公表する。

上記の公表は、本学学位規則第29条に準拠してこれを行わなければならない。

※博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットの利用により公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかななければならない。

本学及び国立国会図書館における公表

博士学位論文は「西南学院大学機関リポジトリ」に公表される。

西南学院大学機関リポジトリに公表された博士学位論文は、国立国会図書館において利用に供される。